

お客様各位

平成27年7月1日

梅雨の季節が続いておりますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の4点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 税制解説～一括贈与する教育資金と結婚子育て資金の比較
3. 労働法規制～改正労働者派遣法について
4. シリーズ～マイナンバー対策 その4

1. 今月の事務

今月は前半に下記の事務の締切りが集中しますので、ご注意ください。

①納期の特例の承認を受けている場合の源泉徴収税額の納付

給与や退職金などから源泉徴収した所得税・復興特別所得税について、「従業員数が常時10人未満」の事業所は、手続きの負担を減らすため年2回にまとめて納付できる「納期の特例」があります。この特例の承認を受けている場合、1月～6月分の源泉徴収税額をまとめて7月10日までに納付して下さい。

②健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出

社会保険に加入している事業所は、7月1日現在で使用しているすべての被保険者の4月～6月に支払った賃金について「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、7月10日までに提出して下さい。

③労働保険の年度更新手続きの期限

労働保険の年度更新手続きとして、「概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」の提出および保険料等の納付期限は7月10日です。手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）が課されることがありますので注意してください。

④賞与支給に伴う健保・厚年の保険料の納付

夏季賞与を支給した場合、5日以内に「被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出します。提出の翌月の「納入告知書」に、賞与に係る負担分も加算された保険料額が記載されています。

なお、保険料の計算基礎となる標準賞与額の上限は、健康保険が年度累計額で540万円、厚生年金保険については1か月あたり150万円ですので、賞与支給を年1回にまとめてその支給額が150万円を超えると厚生年金保険料を節約できます。

2. 税制解説～一括贈与する教育資金と結婚子育て資金の比較

27年税制改正で創設された結婚子育て資金の一括贈与は教育資金の一括贈与とよく似た制度ですが、1点大きな違いがあります。それは、贈与者が亡くなった場合に、教育資金では贈与残高は相続財産にはなりません、結婚子育て資金では相続財産に組み込まれることです。

これは、贈与を受ける者の年齢からして、教育資金の次に結婚・子育て資金が必要になり、それに連れて贈与する側の年齢が上がり、相続課税の可能性が高まるからでしょうか。

そのため、孫が沢山いる場合は、教育資金を優先して贈与する方が相続税では有利です。また、教育資金を一括贈与してから、必要な教育資金をその都度負担し、贈与者の死亡後に一括贈与分を使用するとより効果的です。

3. 労働法規制～改正労働者派遣法について

6月19日に改正労働者派遣法が衆議院で可決しました。

派遣社員を受け入れる企業からすると、従来は3年という期間制限があったものが、人を変えれば無制限に派遣社員に同じ仕事を任せられることになる一方で、受け入れ期間制限の対象外とされていた秘書などの専門26業務は一般事務との区別が不明確であるとして廃止されます。

また、派遣社員の雇用確保措置として、派遣元に対して派遣期間終了時に派遣労働者を①派遣先への直接雇用の依頼、②新たな派遣先の提供、③派遣元での無期雇用の雇用などの安定措置をとることを義務付けます。但し、派遣期間3年経過時は義務ですが、1年以上3年未満は努力義務です。

そして、労働者派遣法改正と引き換えに同一賃金法が成立しました。当初は正社員と派遣社員で同一労働であれば同一賃金との触れ込みでしたが、実際には仕事の内容だけでなく、勤続年数や責任などに応じて均衡のとれた待遇をすればいいとの内容です。

今後も、法改正の動きを逐一お知らせしていきます。

4. シリーズ～マイナンバー対策 その4

マイナンバーは平成28年に税の分野から先行適用されるため、税における取り扱いが国税庁から次々に公表されています。その中から、よくある事例を紹介します。

講演を依頼した有名人や、28年の年明けに雇用した短期アルバイトからマイナンバーの提供を受けられなかった場合は、税務署は直ちに法令違反として法定調書の受け取りを拒否することはなく、番号提供を受けられなかった経過等の事跡を残せばいいそうです。

次に、住基カードとの関係ですが、今後は住基カードの更新は行われず、個人番号カードを入手する際には住基カードの返納が必要となります。そうすると、無料で発行される個人番号カードで個人の確定申告が可能となります。

そして、事業者が講じる対策について、最も負担が大きい安全管理措置に関して従業員数100人以下の中小規模事業者向けの特例措置が明らかにされています。この方法に従って、整備を進めていくことが中小企業者には効率的です。

但し、マイナンバー法と関連して個人情報保護法が改正され、従来取扱個人情報が5千件以下の小規模事業者は適用除外されていたものが、今後は同法が適用され、個人情報の厳密な管理が要求されることとなります。実は個人情報取扱事業者は上記の中小規模事業者向けの特例措置の対象外とされており、そうすると、特例措置を適用できる事業者は殆どないのではとの疑問を持っているのですが。

いずれにせよ、この機会に情報管理を見直すことが必要になりそうです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>